企業におけるがん検診受診促進事業実施要領

企業におけるがん検診受診促進事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第12の規定により、事業の実施にあたり必要な事項について定める。

1 「中小企業」

- (1) 業種及び資本金は要件としない。
- (2) 従業員には、正社員に準じた労働形態であるパート労働者等を含む。
- (3) 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、全農、公益財団法人等の各種団体も含む。

2 対象となるがん検診と検診機関

- (1) 胃がん検診:エックス線検査又は胃内視鏡検査とする。
- (2) 肺がん検診:エックス線検査及び喀痰細胞診検査とする。
- (3) 大腸がん検診:便潜血検査とする。
- (4) 子宮頸がん検診:子宮頸部の細胞診検査又はHPV検査とする。
- (5) 乳がん検診:エックス線検査(マンモグラフィ)とする。

<上記の(1)~(5)が受診可能な検診機関>

- (ア) 市町が実施するもの(市町がん検診) ※被扶養者については、当該検診を優先的に受診するよう勧奨する。
- (イ) 法令に基づき、事業所等が実施する定期健康診断の一環として受診するもの (契約検診機関で受診するもの)
- (ウ) (ア)、(イ)以外のその他医療機関等

3 県外に生活の本拠を有する従業員等

県外に生活の本拠を有し、県内の事業所等に勤務する従業員及びその被扶養者(以下、「従業員等」という。)も補助の対象とする。

4 がん検診を受診するために要する経費

がん検診費(従業員等が負担したがん検診にかかる経費)

5 補助の対象とならないケース(経費対象除外者)

市町がん検診において、がん検診無料クーポン等により受診者負担分を市町が全額負担した場合等は補助の対象とならない。

6 事業所等が行う受診勧奨

当該事業を行う事業所等は、県から配布される受診勧奨用リーフレットの活用のみならず、がんに関する正しい知識を普及するための媒体作成、被扶養者への郵送による個

別勧奨等を行うほか、特に未受診者に対しては継続的な個別受診再勧奨等を積極的に行い、がん検診受診率の向上に努めるものとする。

7 「受診しやすい環境づくり」への取り組み

当該事業を行う事業所等は、以下の例を参考に、積極的かつ継続的にがん検診を「受診しやすい環境づくり」に取り組むよう努める。

<例>

- (1) がん検診受診に要する従業員等の自己負担額に対する助成制度
- (2) 事業所等と医療機関とのがん検診団体契約による検診の実施
- (3) がん検診受診のための特別休暇制度の創設(年次休暇を除く)
- (4) がん検診受診のための職務専念義務の免除制度の導入
- (5) がん検診受診に要する交通費の助成
- (6) がん検診受診手当の導入
- (7) がん検診受診勧奨のためのチラシ、リーフレット等の作成、配布
- (8) 「受診しやすい環境づくり」をテーマとした職場会議の開催

8 がん検診受診後の精密検査

がん検診受診の結果「要精密検査」と判定された者には、事業所等の長は、精密検査を受診するよう勧奨を行うこと。なお、精密検査にかかる費用は、補助の対象とならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月28日から施行する。
 - (施行期日)
- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 (施行期日)
- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。